

檜葉町生活再建完了給付金にかかるQ & A

Q 1 応急仮設住宅等とはどのような住宅を意味するのですか。

A 1 この給付金での応急仮設住宅等は、災害救助法に基づき、福島県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR賃貸住宅を含む）・公営住宅・公務員宿舎等のみなし仮設住宅のことを意味しています。

Q 2 応急仮設住宅等には一度も入居していませんが給付金の対象となりますか。

A 2 応急仮設住宅等に入居していなくても対象となります。

Q 3 生活再建の完了とはどのような状態をいうのですか。

A 3 対象世帯の世帯員全員が応急仮設住宅等を退去された状態をいいます。

Q 4 世帯分離について教えてください。

A 4 基準日時点で、檜葉町に住民登録があった世帯から平成 29 年 3 月 31 日以前に避難先を別に届出している場合を世帯分離とします。

ただし、就学等の理由により世帯分離をし、平成 29 年 3 月 31 日現在で学生の方は給付金の対象外となります。

Q 5 基準日以降、平成 29 年 3 月 31 日以前に結婚により世帯分離をしましたが二人以上の世帯となりますか。

A 5 基準日（平成 23 年 3 月 11 日）以降にご結婚された場合、配偶者は給付金の対象とはなりませんので単身世帯となります。ただし、配偶者も**基準日時点で檜葉町に住民登録があった場合は 2 人以上の世帯となります。**

なお、**基準日以降に生まれたお子様も給付の対象外となります。**

Q 6 住民登録は同じ世帯ですが、別々に暮らしています。世帯分離となりますか。

A 6 この給付金は住民登録が一緒でも、別々に暮らしている場合は世帯分離とみなします。

Q 7 基準日では 2 人以上の世帯でしたが、今は単身世帯です。2 人以上の世帯での給付になりますか。

A 7 生活再建完了時点での人数で判断しますので単身世帯での給付となります。

Q 8 基準日以降に他の市区町村に転出しましたが対象となりますか。

A 8 基準日が平成 23 年 3 月 11 日となりますので他の市区町村に転出されていても対象となります。ただし、世帯人数の確認のため転出先の住民票謄本（世帯全員が確認できる住民票）の写しの提出が必要となります。

Q 9 給付金は平成 30 年 3 月 31 日までに応急仮設住宅等を退去した方が対象ですが、特定延長が認められた場合はどうなりますか。

A 9 特定延長の承認状況により給付金の対象期間を延長するか年度内に判断します。